

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(適用額)

第二条 法第二条第一項第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第四十二条の三の二第一項又は第二項の規定（これらの規定の適用を受ける事業年度の所得の金額のうち年八百万円（当該事業年度が一年に満たない場合（措置法第六十六条の十一の三第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下の金額

改正前

(適用額)

第二条 同上

一 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第四十二条の三の二第一項又は第二項の規定（これらの規定の適用を受ける事業年度の所得の金額のうち年八百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下（次に掲げる法人にあつては、それぞれ次に定める金額以下）の金額

イ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人（ハに掲げる法人を除く。） 同条第七項に規定する軽減対象所得金額

ロ 措置法第四十二条の三の二第三項第二号に規定する協同組合等 同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第三号の第四欄又は措置法第六十八条第一項（措置法第四十二条の三の二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項に規定する軽減対象所得金額

ハ 措置法第四十二条の三の二第三項第四号に規定する法人 同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第四号の第四欄に規定する軽減対象所得金額

二〇十二 同上

十三 措置法第四十二条の十二の六第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 同上

ロ 措置法第四十二条の十二の六第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた

二〇十二 省略

十三 措置法第四十二条の十二の六第一項から第四項まで、第六項又は第七項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 省略

ロ 措置法第四十二条の十二の六第二項から第四項まで、第六項又は第七項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法

人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

十四、二十、省 略

二十一 措置法第四十四条の六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十二、二十七 省 略

二十八 措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

イ 省 略

ロ 措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項又は第四十三条から第四十八条までの規定

二十九、四十 省 略

四十一 措置法第五十九条の三第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

四十二、六十三 省 略

六十四 措置法第六十六条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の三第一項の規定 同項に規定する認定特

部分に相当する金額を控除した金額)

十四 措置法第四十二条の十二の七第一項から第八項まで、第十項又は第十一項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十二の七第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項又は第十一項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額(措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

十五、二十一 同 上

二十二、二十七 同 上

二十八 同 上

イ 同 上

ロ 措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで又は第四十三条から第四十八条までの規定

二十九、四十 同 上

四十一、六十二 同 上

六十三 同 上

イ 措置法第六十六条の十一の三第一項の規定 同項に規定する認定特

定非営利活動法人である法人の同項の規定により読み替えて適用する
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第五項の規定によ
りその収益事業（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）
に係る寄附金の額とみなされた金額

口 省 略

六十五〽七十七 省 略

別記様式 省 略

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二十一号を
同条第二十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十一号を
同条第二十号とする部分を除く。）及び別記様式の記載要領第四号の表生
産方式革新事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える改正
規定並びに次条第三項の規定は、資源循環の促進のための再資源化事業等
の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日から施行す
る。

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の
透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定
及び新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明
化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以
下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八
号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和七年四月一日
以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日
前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例によ
る。

2 | 新規則第二条第一号の規定は、法人の令和七年四月一日以後に開始する
事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附
則第三十九条に規定する経過事業年度（以下この項において「経過事業年

定非営利活動法人である法人の同項の規定により読み替えて適用する
法人税法第三十七条第五項の規定によりその収益事業（同法第二条第
十三号に規定する収益事業をいう。）に係る寄附金の額とみなされた
金額

口 同 上

六十四〽七十六 同 上

度」という。）を除く。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度（経過事業年度を含む。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

3 | 新規則第二条第二十一号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表再資源化事業等高度化設備の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。
